

特区の最近の動きについて

令和 3 年 3 月 25 日
特 区 担 当

- 国家戦略特別区域会議において、関西圏（大阪府、兵庫県及び京都府）と養父市について、区域計画の変更の他、新たに追加される規制改革事項等が取りまとめられ、下記の事業が内閣総理大臣の認定を受けた。

○令和 2 年 3 月 18 日認定事業（新規事業の認定）	
<p>◆ 特定実験試験局制度に関する特例事業（電波法施行規則に基づく関係告示等の特例）</p> <p>⇒ ミネベアミツミ株式会社及び京都大学において実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続を大幅に短縮し、電波を活用した技術開発等を促進する。</p>	京 都 府
<p>◆ 法人農地取得事業（農地法の特例）</p> <p>⇒ 養父町開発株式会社において、養蚕の飼育体制の確立を地域との調和を保ちつつ円滑かつ迅速に実施する等の目的で農地を取得する。</p>	養 父 市
○令和 2 年 6 月 10 日認定事業（計画の変更）	
<p>◆ 家事支援外国人受入事業（出入国管理及び難民認定法の特例）</p> <p>⇒ 一定の基準を満たす企業が家事支援ニーズ等に対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業の実施区域について、守口市、枚方市、寝屋川市、門真市を追加する。</p>	大 阪 府
○令和 2 年 9 月 14 日認定事業（新規事業の認定）	
<p>◆ 小規模保育事業（児童福祉法の特例）</p> <p>⇒ 兵庫県西宮市において、原則として0歳児から2歳児を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0歳児から5歳児までの一貫した保育や、3歳児から5歳児のみの保育等を行う。</p>	兵 庫 県
○令和 2 年 12 月 21 日認定事業（新規事業の認定）	
<p>◆ 高度人材外国人受入促進事業（特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例）</p> <p>⇒ 京都府が認定した一定の要件を充足する企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、10点加算する。</p>	京 都 府

